

柏崎市公害防止に関する指導書

《騒音・振動編》



令和 8(2026)年 4 月

柏崎市市民生活部環境課

目 次

1	法律の目的	1
2	環境基準	1
3	地域の指定について	2
4	特定工場等規制について	3
(1)	特定工場等に関する規制	3
(2)	規制基準の設定について	3
(3)	特定工場等に係る規制基準	3
(4)	特定工場等に係る騒音・振動の測定	4
(5)	規制基準の遵守義務	4
(6)	届出について	4
(7)	改善勧告及び改善命令	5
5	特定建設作業について	6
(1)	特定建設作業に関する規則	6
(2)	特定建設作業の実施の届出	6
(3)	規制基準	6
6	自動車騒音及び道路交通振動に係る要請限度	7
(1)	自動車騒音に係る要請限度	7
(2)	道路交通振動に係る要請限度	8
7	深夜における飲食店営業等の騒音に関する規制	8
(1)	規制対象とする営業	8
(2)	規制対象となる騒音	8
(3)	規制基準	8
(4)	音響機器の使用の制限	8
《 資 料 》		
1	騒音、振動特定施設一覧表	9
2	特定建設作業一覧表	11
3	騒音規制法及び振動規制法の体系	12
(1)	騒音規制法	12
(2)	振動規制法	12
(3)	特定工場及び特定建設作業の規制	12
	(参考) 騒音の大きさの例、振動による影響	13
4	地域指定図	14
(1)	騒音に係る環境基準の地域類型	14
(2)	騒音規制法	15
(3)	振動規制法	16

1 法律の目的

(1) 環境基本法（平成5年法律第91号）

環境基本法は、環境の保全についての基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を明らかにし、環境保全施策の基本事項を定めることにより、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

(2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）

騒音規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について、必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

(3) 振動規制法（昭和51年法律第64号）

振動規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

2 環境基準

環境基本法第16条に基づき、騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「環境基準」が地域の類型ごとに定められています。

(1) 地域類型

区分	内容	都市計画法に基づく用途地域	騒音規制法の区域
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	—	—
A	専ら住居の用に供される地域	第1・2種低層住居専用地域	第1種区域
B	主として住居の用に供される地域	第1・2種中高層住居専用地域	第2種区域
		第1・2種住居地域、準住居地域	
C	相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	第3種区域
		工業地域	第4種区域

(2) 時間区分

昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(3) 騒音に係る環境基準

●一般地域（道路に面する地域以外の地域）

評価手法は、等価騒音レベル・ L_{Aeq} による。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 dB以下	40 dB以下
A及びB	55 dB以下	45 dB以下
C	60 dB以下	50 dB以下

●道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

注)「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域をいいます。

●幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間	夜間
70 dB以下	65 dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45dB、夜間：40dB）によることができる。	

注)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4車線以上の区間に限る。）等を表し、「近接する空間」とは道路端からの距離によりその範囲を特定します。

- ・ 2車線以下の道路 15メートル
- ・ 2車線を越える道路 20メートル

3 地域の指定について

法律では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺地域及びその他の地域で騒音及び振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を県知事が指定します。指定区域は、原則として都市計画法の用途地域となっています。

●騒音

区域の区分	内容	都市計画法に基づく用途地域
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第1・2種低層住居専用地域
第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域
第3種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	工業地域

(注) 工業専用地域は除きます。

●振動

区域の区分	内容	都市計画法に基づく用途地域
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域
第2種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(注) 工業専用地域は除きます。

4 特定工場等規制について

(1) 特定工場等に関する規制（特定施設及び特定工場等）

「騒音規制法」、「振動規制法」及び「新潟県生活環境の保全等に関する条例」では、工場又は事業場に設置される施設のうち、鍛造機やプレス等著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」とし、特定施設を設置する工場又は事業場を「特定工場等」として規制の対象としています。（法及び県条例で定める特定施設はP9の表を参照）

ただし、騒音規制法と振動規制法では規制地域内のみを規制対象としていますが、県条例では規制地域内外を問わず規制対象としています。（法律の規制地域外では、その地域の土地利用状況から区域を判断します。）

工場又は事業場の定義については、特段の定めはありませんが、継続的に一定の業務のために使用される場所を指し、大学の研究施設、官公庁、ビル等も含めて広い意味に解されています。

(2) 規制基準の設定について（特定工場等）

規制基準とは、特定工場等において発生する騒音について特定工場等の敷地境界線における大きさの許容限度をいいます。

(3) 特定工場等に係る規制基準

● 騒音

区域の区分 (騒音規制法、県条例)	昼 間		夕		夜 間		朝	
	基準	時間帯	基準	時間帯	基準	時間帯	基準	時間帯
第1種区域	50dB以下	午前8時～午後6時	40dB以下	午後6時～午後9時	40dB以下	午後9時～翌日の午前6時	40dB以下	午前6時～午前8時
第2種区域	55dB以下	午後6時～午後8時	50dB以下	午後9時～午後10時	45dB以下	翌日の午前6時～午後8時	50dB以下	
第3種区域	65dB以下	午前8時～午後8時	60dB以下	午後8時～午後10時	50dB以下	午後10時～翌日の午前6時	60dB以下	
第4種区域	70dB以下	午後8時～	65dB以下		60dB以下		65dB以下	

- (注) 1 第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校・病院等の敷地の周囲概ね50mの区域内は、当該数値から5dBを減じた値とする。
 2 条例では、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準は当該隣接する区域の基準値とする。
 3 規制基準値は、特定工場等の敷地境界線における値である。

● 振動

区域の区分		昼 間		夜 間	
振動規制法	騒音規制法、県条例	振動レベル	時間	振動レベル	時間
第1種区域	第1種区域	60dB以下	午前8時～午後7時	55dB以下	午後7時～翌日の午前8時
	第2種区域		午後7時～午後8時		翌日の午前8時～
第2種区域	第3種区域	65dB以下	午前8時～午後8時	60dB以下	午後8時～翌日の午前8時
	第4種区域				

- (注) 1 法律では、学校・病院等の敷地の周囲概ね50mの区域内は、当該数値から5dBを減じた値とする。
 2 条例では、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準は当該隣接する区域の基準値とする。
 3 規制基準値は、特定工場等の敷地境界線における値である。

(4) 特定工場等に係る騒音・振動の測定

1) 測定対象

- ・騒音規制法に係る特定工場等、特定建設作業（法第21条の2）
- ・振動規制法に係る特定工場等、特定建設作業（法第19条）
- ・新潟県生活環境の保全等に関する条例に係る特定工場等、特定建設作業

2) 測定場所

- ・特定工場等及び特定建設作業の敷地境界
騒音：建物の外壁から1～2m離れ、建物の問題となる階の床レベルから1.2～1.5mの高さ
振動：緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所等

3) 測定条件

- ・騒音 周波数補正回路：A特性 動特性：速い特性（FAST）
- ・振動 感覚補正回路：鉛直振動特性 動特性：JIS C1510

4) 騒音・振動の大きさの決定

指示値の変動の状況		・騒音規制法 ・条例(騒音)	・振動規制法 ・条例(振動)
指示値が変動せず、又は変動が少ない		その指示値	その指示値
指示値が周期的又は 間欠的に変動	指示値の最大値が 概ね一定	指示値の最大値の平均値	指示値の最大値の平均値
	指示値の最大値が 一定でない	指示値の最大値の90%レン ジの上端値	
指示値が不規則かつ大幅に変動		90%レンジの上端値	80%レンジの上端値

注：複数回の測定を行った場合は、各々の測定結果で判定します。（1回でも超過すれば、基準超過と判断）

(5) 規制基準の遵守義務

- 1) 騒音規制法及び振動規制法では、指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければなりません。（法第5条）
- 2) 県条例では、特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければなりません。（法律の規制地域外では、その地域の土地利用状況から区域を判断します。）（条例第90条）

(6) 届出について

- 1) 騒音規制法、振動規制法及び県条例共に、指定地域内のみ、届出の対象となります。
- 2) 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出をした特定工場等は、条例に基づく届出は不要です。
- 3) いずれの届出も市長あて提出してください。

届 出	届出の必要な場合	届出時期等	事務処理
特定施設の設置届 〔法第6条第1項〕 〔様式第1〕 (条例第91条第1項) (第10号様式)	指定地域内に特定施設を 設置しようとする者	設置工事の開始 の30日前まで 正本、写し	内容審査→市町村受理 受理書交付〔様式第5〕(第2号様式) →基準不適合→計画変更勧告 〔30日以内：法第9条〕 (30日以内：条例第94条)
特定施設の使用届 〔法第7条第1項〕 〔様式第2〕 (条例第92条第1項) (第10号様式)	①新たに指定地域となっ た際、現に特定施設を設 置している者 ②新たに特定施設となっ た際、現に指定地域内に 特定施設を設置している 者	指定地域となっ た日、又は特定 施設となった日 から30日以内 正本、写し	内容審査→市町村受理 受理書交付〔様式第5〕(第2号様式) ②は、その施設以外の特定施設が設置さ れていないものに限る。

届 出	届出の必要な場合	届出時期等	事務処理
特定施設の数等の変更届 [法第8条第1項] ① [様式第3] ② [様式第4] (条例第93条第1項) ①(第11号様式) ②(第12号様式)	①特定施設の種類ごとの数を変更するとき(他種類の特定施設を新設するときも含む) ②騒音(振動)の防止の方法を変更するとき	変更に係る工事の開始の30日前まで 正本、写し	内容審査→市町村受理 受理書交付 [様式第5] (第2号様式) →基準不適合→計画変更勧告 [30日以内: 法第9条] (30日以内: 条例第94条) ①は、種類ごとの数を減少する場合は不要。 ①は、種類に係る直近の届出数の2倍未満の数に増加する場合は不要。 ②は、騒音(振動)防止法が騒音(振動)の大きさの増加を伴わない場合は不要。
氏名の変更等届 [法第10条] ①② [様式第6] ③ [様式第7] (条例第95条) ①②(第3号様式) ③ (第4号様式)	①氏名、名称、住所、法人は代表者の氏名に変更があったとき ②特定工場等の名称、所在地に変更があったとき ③特定施設のすべての使用を廃止したとき	変更の日から30日以内 正本、写し	内容審査→市町村受理 ①は、承継届と混同しないこと。
承継届 [法第11条第3項] [様式第8] (条例第98条) (第5号様式)	①特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき ②相続、合併があったとき	承継があった日から30日以内 正本、写し	内容審査→市町村受理 ①及び②とも承継を受けた者が届け出る。

- (注) 1 設置、使用、数等の届出については、特定施設の配置図、特定工場等の付近の見取図を添付しなければなりません。
 2 届出欄の〔〕内は法律で、()内は県条例に係る条文及び様式です。

届出関係を図示すると、下図のようになります。

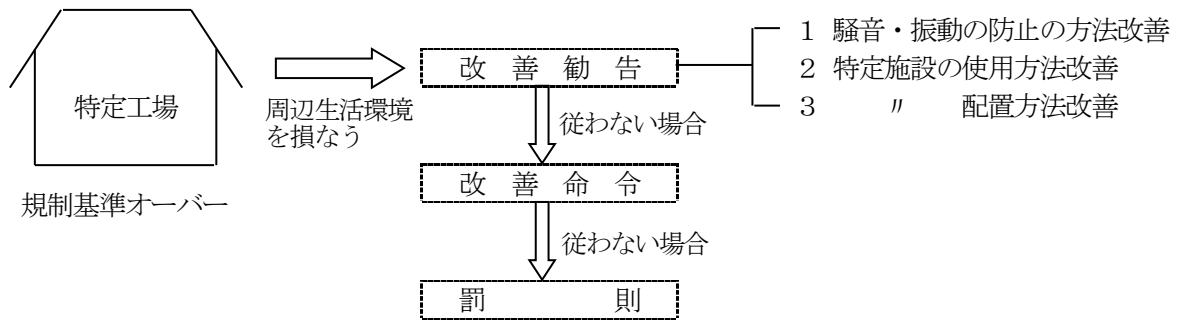


(7) 改善勧告及び改善命令

特定工場等において発生する騒音及び振動が規制基準に適合しないことにより、その特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、期限を定めてその事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法の改善、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告します。勧告を受けたものがその勧告に従わない場合は、改善命令の対象となります。

- (注意) 1 騒音規制法の場合は、指定地域内に所在する特定工場が対象。
 2 県条例の場合は、指定地域内外を問いません。

図示すると、下図のようになります。



5 特定建設作業について

(1) 特定建設作業に関する規則

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、くい打機等を使用する作業で著しい騒音・振動を発生する作業でP11の別表に定めるものをいいます。

(2) 特定建設作業の実施の届出

指定地域内において別表に定める特定建設作業を実施する場合は、下記により市長に届け出なければなりません。この場合、工事の工程表及び付近の見取り図を添付してください。

なお、県条例該当の特定建設作業については、届出は不要です。

届 出	届出の必要な場合	届出時期等	事務処理
特定建設作業の実施届① 〔法第14条第1項〕 〔様式第9〕	指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者	作業開始の7日前まで	内容審査→市町村受理
特定建設作業の実施届② (非常時) 〔法第14条第2項〕	災害その他非常の事態の発生により	すみやかに	内容審査→市町村受理

(3) 規制基準

規制種別	区域の区分	騒音	振動
基準値	第1・2号区域	85 dB	75 dB
作業禁止時刻 (夜間)	第1号区域	午後7時～翌午前7時	
	第2号区域	午後10時～翌午前6時	
1日当たりの 作業時間	第1号区域	10時間/日を越えないこと	
	第2号区域	14時間/日を越えないこと	
作業期間	第1・2号区域	連続6日を越えないこと	
作業禁止日	第1・2号区域	日曜日及びその他の休日	

- (注) 1 基準値は、作業の場所の敷地境界線における値です。
 2 基準値を超えている場合、1日の作業時間を4時間まで短縮できます。
 3 第1号区域とは、騒音規制法で指定する第1～3種区域及び第4種区域のうち、学校病院等の敷地の周囲概ね80mの区域をいいます。第2号区域は、指定地域のうち、第1号区域以外の区域をいいます。

6 自動車騒音及び道路交通振動に係る要請限度

指定地域内における自動車騒音や道路交通振動で総理府が定める限度（要請限度）をいい、これを越えていることにより道路周辺の生活環境が著しくそこなわれると認められる場合、都道府県公安委員会への道路交通法の規定による措置や道路管理者等への道路構造の改修・改善や修繕等の措置を要請できるとしていません。

(1) 自動車騒音に係る要請限度値

(等価騒音レベル)

地域の区分		時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
1	a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

(注) 1 a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいいます。

- ① a 区域：専ら住居の用に供される区域
- ② b 区域：主として住居の用に供される区域
- ③ c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2 騒音の測定・評価は、原則として道路の交差点を除く部分を対象とし、道路に近接して住居等が立地している場合には道路端、道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離をおいて立地している場合には、住居等に到達する騒音レベルを測定できる地点において行うものとします。この場合、地上からの高さは、当該地点の鉛直線上において騒音が最も問題となる位置とし、一般的な平地における道路の場合は、原則として地上1.2mとします。

3 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによるものとし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について測定を行い、時間の区分ごとに全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価します。

ただし、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲の場合は、騒音に係る環境基準にいう「幹線交通を担う道路に近接する空間」となり、特例として下表のとおりとします。

昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
75 dB	70 dB

自動車騒音測定に基づく要請及び意見

措置	措置が必要な場合	措置の相手	事務処理
要請 〔法第17条第1項〕	①要請限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるとき	県公安委員会（県警）	交通規制（速度制限など）を行うよう要請
意見 〔法第17条第2項〕	② ①の他、必要と認めるとき	道路管理者 関係行政機関	道路構造の改善への意見 騒音減少に資する意見

(2) 道路交通振動に係る要請限度

第1種区域	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)	第2種区域	昼間 (8時～20時)	夜間 (20時～8時)
	65 dB	60 dB		70 dB	65 dB

(注) 1 第I・II種区域とは、それぞれ次に掲げる都道府県知事が定めた区域をいいます。

- ① 第I種区域：良好な生活環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ② 第II種区域：住居の用併せて商業、工業等の用に供される区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供される区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動を防止する必要がある区域

2 振動の測定場所は、道路の敷地境界線とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行います。

道路交通振動測定に基づく要請及び意見

措置	措置が必要な場合	措置の相手	事務処理
要請 〔法第16条第1項〕	要請限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるとき	県公安委員会（県警）	交通規制（速度制限など）を行うよう要請
		道路管理者 関係行政機関	道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置をとるよう要請

7 深夜における飲食店営業等の騒音に関する規制（県条例）

(1) 規制対象とする営業

飲食店営業、喫茶店営業及びカラオケボックス

(2) 規制対象となる騒音

上記の「営業を営むことにより発生する騒音」が対象となります。これは、飲食店等の営業所で使用する音響機器はもとより利用客の話し声、クーラーや厨房の音等も含むものです。

(3) 規制基準

規制時間	午後10時～翌日の午前6時	
規制基準	第1種区域	40 dB
	第2種区域	45 dB
	第3種区域	50 dB
	第4種区域	60 dB

(注) 1 規制基準は、営業所の敷地境界先又はこれに相当する場所における数値です。

2 区域区分は騒音規制法で規定する区域です。

(4) 音響機器の使用の制限

住居系の地域（第1・2種区域）では、午後11時から翌日の午前6時までの間は音響機器を使用してはいけません。ただし、音響機器から発生する音が外部に漏れない措置を講じた場合は、この制限を受けません。

対象区域	第1種区域及び第2種区域
使用禁止時間	午後11時～翌日の午前6時
対象音響機器	1 カラオケ装置 2 録音再生装置 3 楽器 4 拡声装置

《資 料》

1 騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音、振動特定施設一覧表

施設の種類		騒音特定施設		振動特定施設	
		法律	条例	法律	条例
金属加工機 械	圧延機械	定格出力の合計が22.5kw以上のもの	すべてのもの	—	すべてのもの
	製管機械	すべてのもの	すべてのもの	—	すべてのもの
	ベンディングマシン	ロール式のもので定格出力3.75kw以上のもの	ロール式のもの	—	すべてのもの
	液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの	矯正プレスを除くすべてのもの	矯正プレスを除くすべてのもの	すべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	せん断機	定格出力が3.75kw以上のもの	原動機を使用するもの	定格出力1kw以上のもの	定格出力1kw以上のもの
	鍛造機	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	すべてのもの	定格出力が37.5kw以上のもの	すべてのもの
	ブラスト	クブラスト以外のもので密閉式のものを除くすべてのもの	クブラスト以外のもので密閉式のものを除くすべてのもの	—	—
	タンブラー	すべてのもの	すべてのもの	—	—
	切断機	といしを用いるもの	といしを用いるもの	—	—
	研磨機	—	工具用を除く	—	—
	自動旋盤	—	棒材加工用のもの	—	—
圧縮機及び送風機	圧縮機（空気）	定格出力が7.5kw以上のもの	定格出力3.75kw以上のもの	定格出力が7.5kw以上のもの	定格出力3.75kw以上のもの
	送風機	定格出力が7.5kw以上のもの	定格出力3.75kw以上のもの	—	—
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		定格出力が7.5kw以上のもの	定格出力が7.5kw以上のもの	定格出力が7.5kw以上のもの	すべてのもの
繊維機械	織機	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの
	撚糸機	—	すべてのもの	—	—
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの	—	—
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの	混練機の混練重量が200kg以上のもの	—	—
穀物用製粉機		ロール式のもので定格出力が7.5kw以上のもの	ロール式のもので定格出力が7.5kw以上のもの	—	—

施設の種類		騒音特定施設		振動特定施設	
		法律	条例	法律	条例
木材加工機 械	ドラムバーガー	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	チップパー	定格出力が 2.25kw 以上のもの	すべてのもの	定格出力2.2kw以上のもの	定格出力2.2kw以上のもの
	碎木機	すべてのもの	すべてのもの	—	—
	帯のご盤	製材用のものは定格出力が 15kw 以上のもの、 木工用のものは定格出力が 2.25kw 以上のもの	定格出力が 0.75kw 以上のもの	—	—
	丸のご盤	製材用のものは定格出力が 15kw 以上のもの、 木工用のものは定格出力が 2.25kw 以上のもの	定格出力が 0.75kw 以上のもの	—	—
	かんな盤	定格出力 2.25kw 以上のもの	定格出力 0.75kw 以上のもの	—	—
抄紙機		すべてのもの	すべてのもの	—	—
印刷機械		原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	定格出力2.2kw以上のもの	定格出力2.2kw以上のもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
鋳造型機		ジョルト式のもの	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの
バーナー		—	バーナーの燃焼能力が重油換算で1時間当たり 15 %以上のもの	—	—
電気炉		—	すべてのもの	—	—
キューボラ		—	すべてのもの	—	—
遠心分離機		—	直径 1.2m 以上のもの	—	直径 1.2m 以上のもの
コンクリートブロック製造機等	コンクリートブロック製造機	—	すべてのもの	定格出力の合計が 2.95kw 以上のもの	すべてのもの
	コンクリート管及びコンクリート柱製造機	—	すべてのもの	定格出力の合計が 10kw 以上のもの	すべてのもの
ドラム缶洗浄機		—	すべてのもの	—	—
スチームクリーナー		—	すべてのもの	—	—
ポンプ		—	定格出力 3.75kw 以上のもの	—	定格出力 3.75kw 以上のもの
天井走行クレーン及び門型走行クレーン		—	定格出力 7.5kw 以上のもの	—	—
集じん装置		—	すべてのもの	—	—
冷凍機		—	往復動式、ロータリー式又は遠心式のもので、定格出力が 3.75kw 以上のもの	—	—

施設の種類	騒音特定施設		振動特定施設	
	法律	条例	法律	条例
クーリングタワー	—	定格出力が0.75kw以上のもの	—	—
ゴム練用及び合成樹脂練用のロール機	—	—	カンダロール機以外のもので定格出力が30kw以上のもの	カンダロール機以外のもので定格出力が30kw以上のもの
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	—	—	—	船舶車両の原動機として使用するものを除き、定格出力15kw以上のもの
オシレーティングコンベア	—	—	—	すべてのもの

2 騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業一覧表 (騒音関係)

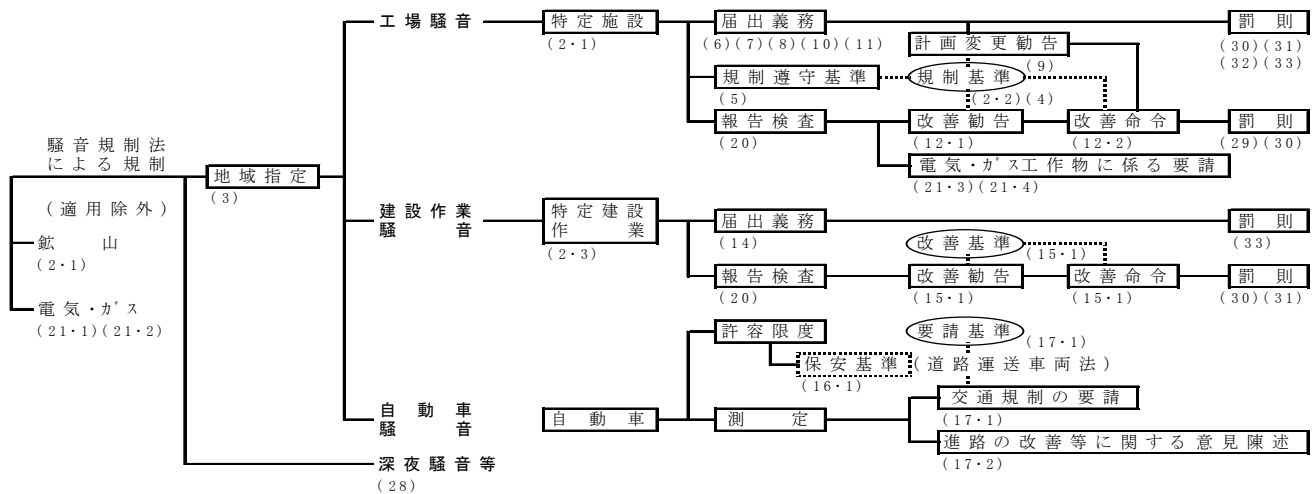
	特定建設作業の種類	法律	条例
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	○	○
2	びょう打機を使用する作業	○	○
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○	○
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
9	コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	—	○

(振動関係)

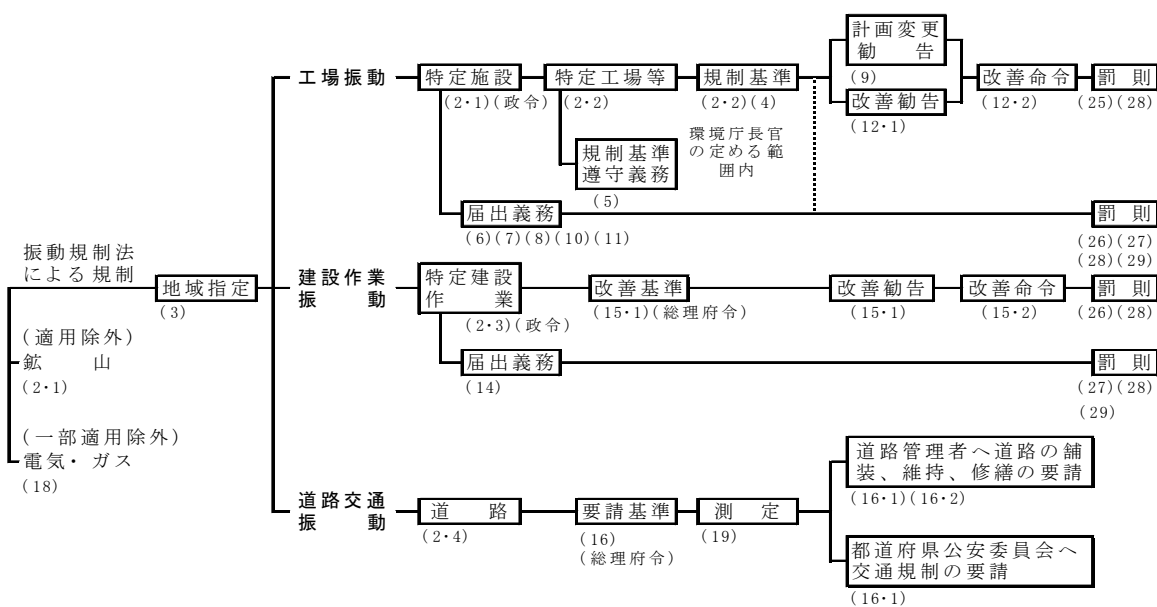
	特定建設作業の種類	法律
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○
4	さく岩機（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○

3 騒音規制法及び振動規制法の体系

(1) 騒音規制法



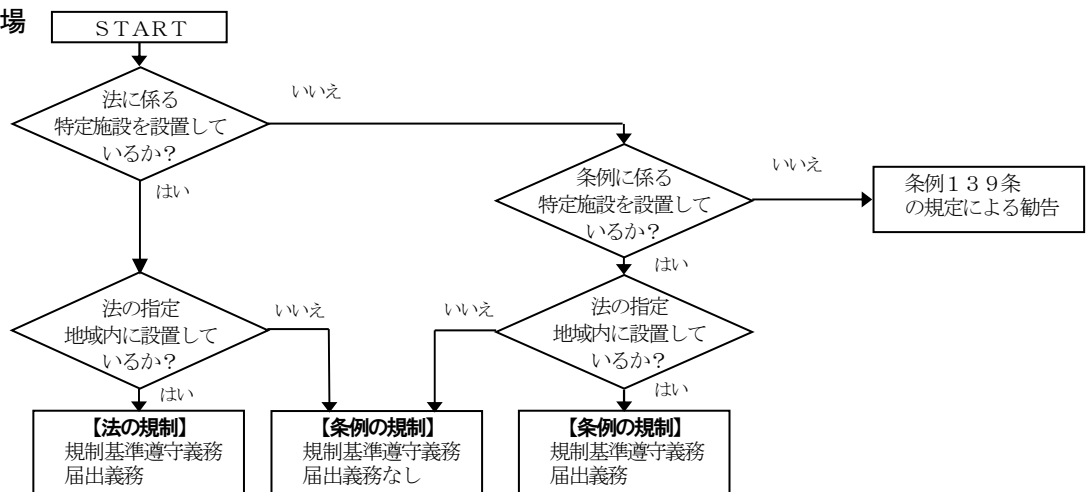
(2) 振動規制法



- (注) 1 図に掲げた項目以外に、報告徴収・立入検査(17)、事務の委任(23)、条例との関係(24)等について、定めてあります。
 2 図中の()内は条文です。例えば、(2・1)は法第2条第1項を示します。

(3) 特定工場等及び特定建設作業の規制

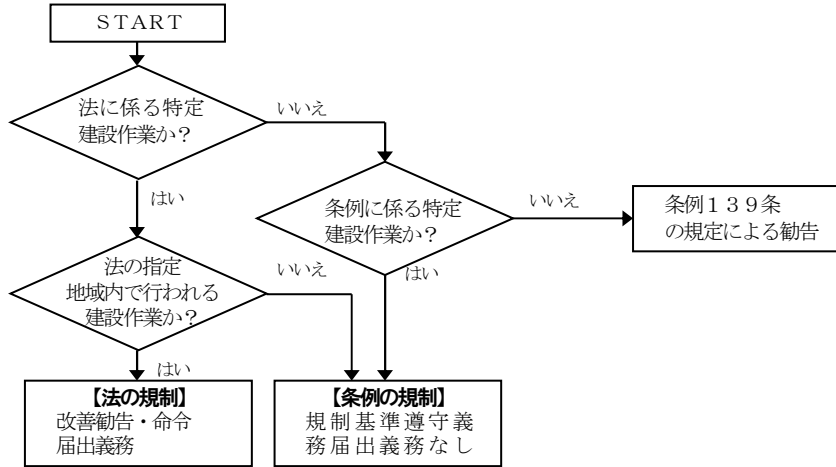
ア 工場・事業場



(注) 1 鉱山保安第2条第2項に規定する鉱山を除く。電気事業法第2条第7項に規定する電気工作物及びガス事業法第2条第7項に規定するガス工作物は除外規定あり。

2 条例の特定施設は、法の特設施設を包含します。

イ 建設作業



(注) 条例の特定施設は、法の特設施設を包含します。

騒音の大きさの例

120 dB	・ 飛行機のエンジンの近く
110 dB	・ 自動車の警笛 (前方2m)
100 dB	・ 電車が通るときのガード下
90 dB	・ 大声による独唱 ・ 騒々しい工場の中
80 dB	・ 地下鉄の社内
70 dB	・ 電話のベル ・ 騒々しい事務所の中 ・ 騒々しい街頭
60 dB	・ 静かな乗用車 ・ 普通の会話
50 dB	・ 静かな事務所
40 dB	・ 図書館 ・ 静かな住宅地の昼
30 dB	・ 郊外の深夜 ・ ささやき声
20 dB	・ 木の葉のふれ合う音 ・ 置き時計の秒針の音 (前方1m)

振動による影響

90 dB	人体に生理的影響が生じ始める
80 dB	職場環境で振動が気になる (8時間振動にさらされた場合) 深い睡眠に影響がある
70 dB	浅い睡眠に影響が出始める
60 dB	振動を感じ始める
50 dB	ほとんど睡眠影響はない
40 dB	常時微動

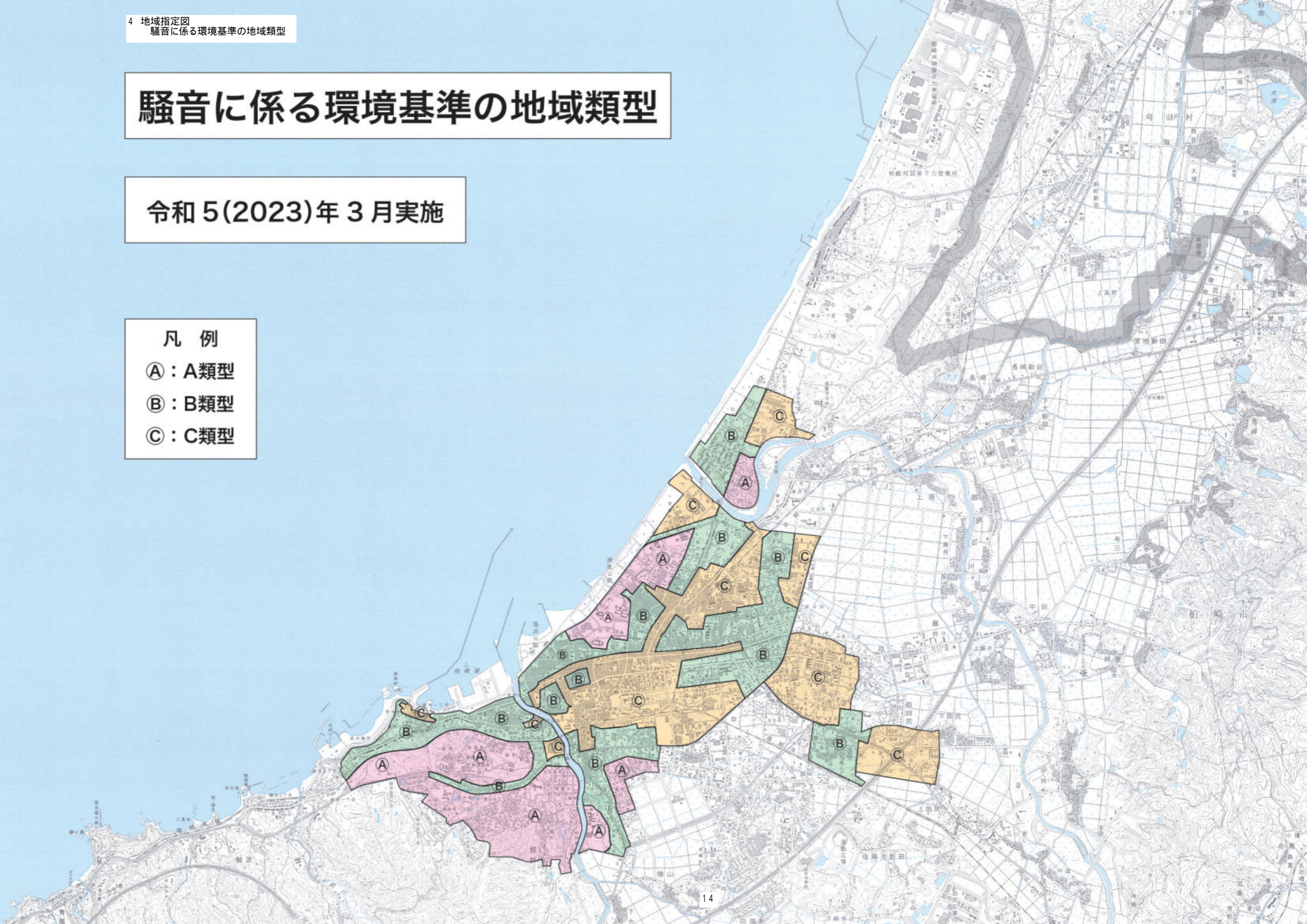
気象庁震度階

中震	家屋の振動が激しく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。また歩いている人にも感じられ、多くの人は戸外に飛び出す程度の地震
弱震	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと振動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度の地震
軽震	大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の地震
微震	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の地震
無感	人体に感じないで地震計に記録される程度

騒音に係る環境基準の地域類型

令和5(2023)年3月実施

- 凡例
- Ⓐ：A類型
 - Ⓑ：B類型
 - Ⓒ：C類型

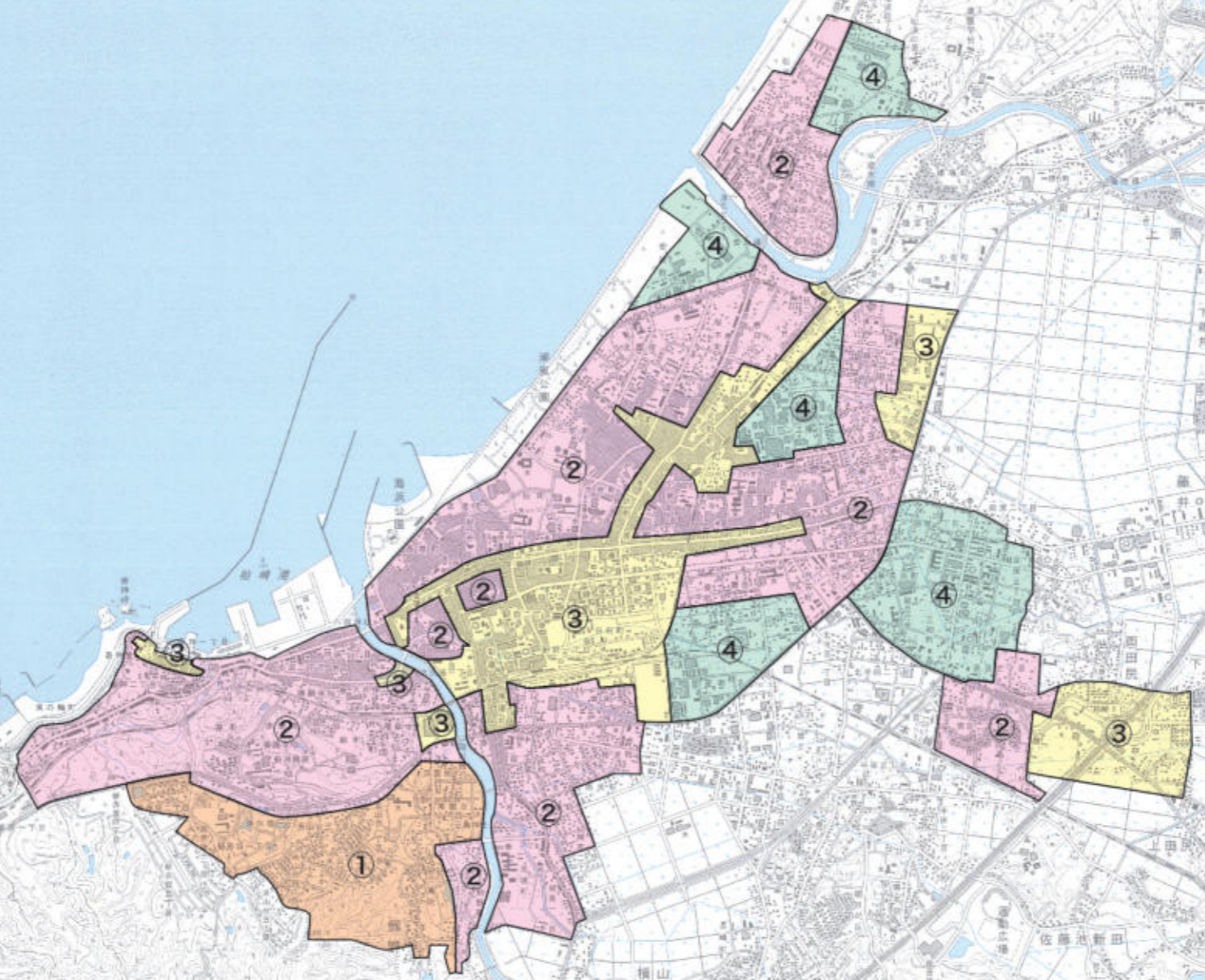


騒音規制法

令和 5(2023)年 3 月実施

凡 例

- ①：第1種区域
- ②：第2種区域
- ③：第3種区域
- ④：第4種区域



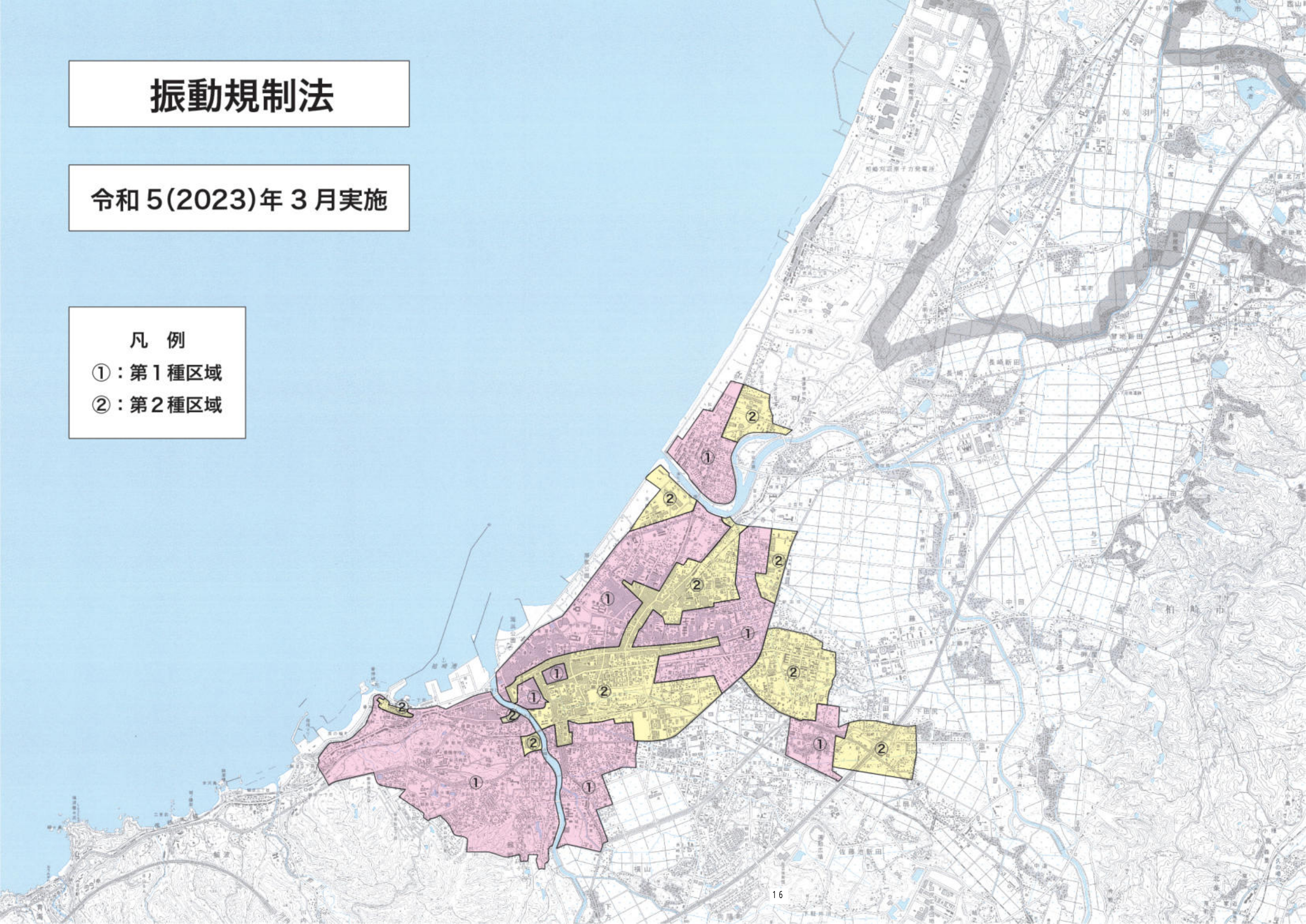
振動規制法

令和5(2023)年3月実施

凡例

①：第1種区域

②：第2種区域



柏崎市市民生活部環境課

〒945-0011 柏崎市松波四丁目13番13号
(クリーンセンターかしわざき内)

TEL 0257-23-5170 FAX 0257-24-4196

<http://www.city.kashiwazaki.lg.jp>

